

延岡市立延岡中学校 危機管理マニュアル

令和2年2月12日改訂

1 はじめに

延岡中学校では本校の実情に応じて、危機を回避するための取組（事前の危機管理）、万が一危機事象が発生した場合の取組（個別の危機管理）、危機事象発生後の取組（事後の危機管理）の3つの視点で危機管理マニュアルを整備することにより、生徒・教職員の生命を守り安全確保を図る。

2 事前の危機管理

事前の危機管理は最も重要なマネジメントである。本校の実情に即し具体的に危機事象を想定した体制を整備しておくことは、生徒・教職員の生命や身体を守るために最も重要である。この認識のもと、関係機関、地域社会等と連携しながら教職員等の役割分担及び情報収集・伝達方法などで全職員の共通理解を図り、各自の適切な行動につなげたい。

(1) 体制整備

- 学校においては校長を責任者として、学校安全に取り組む組織を整備する。
- 家庭・地域社会・関係機関との連携・協働して、役割分担をして学校安全に取り組む。
- 近隣の学校との情報交換を図り、不審者・危険箇所等の確認を連携して行う。

(2) 安全点検（管理）

- 定期的に校内の安全点検を実施し、危険箇所の発見と修復に努める。
- 定期的に通学路の安全点検を実施し、危険箇所の把握と生徒への周知を行い、修復等を関係機関に依頼する。また、不審物等への対応についても生徒に指導を行う。
- ハザードマップを参考にするなどして、自然災害発生時の対応について常時検討を行う。
- 不審者情報・犯罪情報等をもとに、安全確保のための検討を常に行う。

(3) 職員研修

- 危機管理に関する職員研修を、年度当初、学期中、長期休業時において適宜実施する。
- 研修内容は、防災、防犯、応急手当（AED・心肺蘇生法等）、アレルギー対応（必要に応じてエピペンを含む）、怪我・事故等への対応、交通事故・その他等必要とされる内容とする。
- 研修は、報告（復命）研修や外部有識者・講師等によって行う。

(4) 安全教育

- 安全教育の実施を通して、生徒の危険予測や危険回避能力を育てる。
- 学校教育活動全体を通して、安全に関する意識を高める教育を行う。
- 外部講師、地域の人材を活用して安全教育を行う。

(5) 避難訓練

- 各事象発生時の留意点、火災、津波・地震、不審者侵入についての講話や訓練を行う。
- 年間3回を目途に避難訓練を行う。
- 地域社会・関係機関と連携した避難訓練を行う。
- 具体的な訓練計画は年度毎に保健安全部で作成する。

3 個別の危機管理

個別の危機管理で最も重要なことは、生徒・職員の生命維持と安全の確保を最優先するために、想定される様々な危機事象に対して訓練や共通理解を深めておくことである。

(1) 校内事故等発生時の対応

- フローチャート1（校内事故に伴う対応）を参照
- 学校生活、特に授業中や部活動中は様々な事故が起こりやすい。特に頭部打撲・頸椎損傷、熱中症、アレルギーショック症状等については応急手当を確認しておく。

(2) 不審者侵入への対応

- フローチャート2（不審者侵入時の対応）を参照
- 不審者が侵入した場合、教職員がすべきことは生徒と自らの安全確保である。手順としては①不審者か否かの判断、②正当な理由がない場合は退去を求め、③退去しない場合は直ちに通報（110番）する。④同時に全職員に周知を行う等の手順を行う。

(3) 気象灾害への対応

学校管理下において、大雨、台風、竜巻等によって危険が予測される場合は、生徒の安全を確保するために自宅待機や臨時休校、学校待機等の措置を市教委等の関係機関と連携して行う。その際、気象情報、河川情報、自治体から出される防災情報、避難に関する情報などを正確に収集し判断する。

(4) 地震・津波への対応

- フローチャート3（地震発生時の対応）参照
- 南海トラフ沖地震の発生が今後30年で70%と予想される中、東日本大震災の教訓も踏まえながら、学校管理下だけでなく学校管理外においても生徒・教職員が自らの命を守る避難行動がとれるような訓練や教育を行う。

(5) 火災への対応

- フローチャート4（火災発生時の対応）参照
- 校内で火災が発生し場合は、初期消火に努めるとともに速やかに通報（119番）を行う。また、放送等によって火元を周知し、火元を避けてグランドに避難する。

(6) 交通事故（通学路の安全を含む）への対応

交通事故が発生した場合は、以下の手順を迅速かつ丁寧に行う。

- ① 初期対応：負傷者への応急手当、保護者への連絡、安全確保と心のケア、市教委への報告
- ② 二次対応：関係機関と連携し容体把握、保護者の対応、今後の方針、他生徒への指導
- ③ 事故状況の調査・報告：事故発生時から時系列で記録し、市教委等へ報告
- ④ 当事者となった生徒への対応：通報など生徒に替わって支援等を行う。
- ⑤ 心のケア：専門家による心のケアを関係機関と連携して行う。

(7) その他の危機事象への対応

○ 雷・雷雨・雷鳴等への対応

警報が発令されている場合や雷鳴が聞こえた場合は、屋外の授業や部活動は、直ちに中断し屋内に避難する。登校や下校前後については、素早く情報を収集し必要に応じて生徒を自宅や学校に待機させる。その際は保護者に連絡する。また、安全教育の中で、雷への緊急時の対処法を伝えておく。

○ 洪水への対応

市の防災計画によれば、本校は洪水による浸水想定区域外で避難場所に指定されている。そのため洪水警報等が発令された場合は、原則として校内に待機するものとする。登下校時については、もよりの避難場所に避難するように安全教育等で日頃から周知しておく。

○ 弹道ミサイルへの対応

弾道ミサイルが発射された場合は、J アラート警報等や市の防災連絡網で情報を入手し、屋外にいる場合は、屋内に避難し、屋内にいるものは窓からできるだけ離れ、爆風や破片・飛散物で怪我をしないよう床に伏せるなどして頭部を守る。

○ SNS 上の犯罪被害への対応

近年 SNS 上での犯罪被害等が多発しており、未然防止や問題の早期発見・被害防止などの対応が求められている。そのため、本校では市教委、警察等の関係機関と連携して最新事例の把握や情報モラル（リテラシー）教育の充実を日頃より図っておく。もし、被害等が発生したら、警察、法務局、地方検察局に相談し連携して対応する。また、日頃から保護者や生徒に対して考える機会を提供しておく。

○ 学校への犯罪予告・テロへの対応について

学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合は、警察等の関係機関と連携して対応する。犯罪者にとって学校は、ソフトターゲットといえる。そのため学校独自に考えるのではなく、自治体の保護計画や警察や市教委と情報を共有しながら、生徒の安全確保に備える。

4 事後の危機管理

(1) 事後の対応

○ 安否確認

事故等発生後に、速やかに生徒の安否確認を行う。

○ 学校待機

事故等発生後に、通学路の安全確保に問題がある場合や危険が迫っていると判断される場合は、生徒を学校待機させる。

○ 引き渡し

生徒を保護者に引き渡す場合は、保護者の安全も確保されるよう配慮しながら、学校連絡メール等で連絡し混乱をさけて行う。

○ 教育活動の継続

生徒の安全が確保されたと判断した場合は、教育活動の継続・再開を念頭に対応策の検討を進め、教育活動再開に備える。

(2) 心のケア

○ 心の健康状態の把握

日常生活の健康観察、質問紙での調査、保健室の来室状況、保護者からの情報で把握をする。

○ PTSD の予防と対応

普段の生活リズムへの移行、安心感を与える、生徒が嫌がることをしない等を行う。

○ 支援体制の確立

学校を中心として専門家（精神科医、カウンセラー等）・地域の関係機関と連携をする。

(3) 再発防止策等の検討

- 調査・検証・報告・再発防止策等

危機事象終了後には、被害等にあった生徒・保護者への対応

- 学校設置者等への報告

基本調査（事実関係を整理するために行う）とそれ以外に得られた情報に基づき詳細調査（事故等に至る過程や原因の分析を行う）を行い、学校設置者に報告を行い、最終的に調査結果の公表を行う。

(4) 保護者等への報告・報道機関への対応等

- 事故発生直後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、市教委の指導・助言等の支援を受けながら、保護者等に対して速やかに正確な情報提供を行う。

- 当該生徒保護者のみならず、保護者説明会等を開催し、必要な情報提供を行う。

- 報道機関等への情報提供は、情報を整理し適宜提供を行う。また、情報の混乱を避けるために窓口を一本化（管理職）し対応する。

5 その他

この危機管理マニュアルは、毎年度見直しを図る。